

## Tokyo Metro To Me CARD PASMO JCB会員特約

### 第1条 名称

本カードは、株式会社パスモ（以下、「パスモ」という。）と東京地下鉄株式会社（以下、「当社」という。）および株式会社ジェーシーピー（以下、「JCB」という。）が提携して発行するものでTokyo Metro To Me CARD PASMO JCB（以下、「本カード」という。）と称します。

### 第2条 会員

1. 本特約、PASMO取扱規則、オートチャージサービス取扱規則、メトロポイントクラブ会員規約、および別途JCBの定めるJCB会員規約を承認のうえ入会を申し込み、パスモ、当社およびJCB（以下、「3社」という。）が認めた方を会員（以下、「会員」という。）とし、パスモおよびJCBがカードを貸与します。
2. 本カードに関する契約は、3社が会員として認めたときに成立します。

### 第3条 提供サービスと利用

1. 当社（本条においては当社が提供するサービス提供会社を含む。）が提供するサービスおよびその内容については、当社が書面その他の方法により通知または公表します。
2. 会員は、サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、会員は、会員が本特約またはサービスの利用等に関する規定等に違反した場合、または当社もしくはJCBが会員のカード利用が適当でないと合理的に判断したときは、サービスを利用できない場合があります。
3. 当社が必要と認めた場合には、当社がサービスおよびその内容を変更することがあります。
4. 会員は、当社が提供するサービスを受ける場合、当社所定の方法により利用するものとします。

### 第4条 有効期限

本カードは、3社が引き続き会員として適当と認めたときに有効期限が更新されます。なお、会員は旧カード、新カード（更新カード）およびPASMO取扱規則に定める必要書類をPASMO取扱規則で定める事業者の指定箇所に持参し、PASMO機能を旧カードから新カードへ移し替える手続きを行うものとします。

### 第5条 盗難・紛失・カード障害時の取り扱い・再発行

本カードの盗難・紛失・障害が発生した場合、会員はJCB、およびPASMO取扱規則で定める事業者の指定箇所の双方に申し出をするものとし、3社が新カードを再発行します。会員は、新カード（カード障害時においては新旧両カード）、およびPASMO取扱規則に定める再発行整理票その他PASMO取扱規則に定める必要書類をPASMO取扱規則で定める事業者の指定箇所に持参し、新カードへのPASMO機能の再発行を行うものとします。なお、クレジットカード機能の再発行手数料はJCBの会員規約に定め、PASMO機能の再発行手数料はパスモが定めるPASMO取扱規則によるものとします。

### 第6条 インプリンター加盟店での制限事項

会員は、本カードをインプリンター加盟店（カードの凹凸を利用して売上票に印字を行う加盟店）で利用することはできません。

### 第7条 届出事項の変更

1. 会員がJCBおよびパスモに届け出た事項について変更があった場合には、JCBに申し出るほか、パスモがPASMO取扱規則で定める事業者の指定箇所に本カードを持参のうえ、申し出るものとします。さらに、3社から新カードを再発行された場合には、会員は旧カード、新カードおよびPASMO取扱規則に定める必要書類をPASMO取扱規則で定める事業者の指定箇所に本カードを持参し、PASMO機能を旧カードから新カードへ移し替える手続きを行うものとします。
2. 会員は、当社またはJCBに対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先、メールアドレス等について変更がある場合には、JCBに対して変更を届け出るものとし、当該届出情報について、当社とJCBにおいて共有することにあらかじめ同意するものとします。

### 第8条 会員資格の喪失

1. 会員は以下の各号に該当する場合には、本カードの会員資格を喪失するものとします。
  - (1) 第2条に記載する規約、規則及び本特約のいずれかに違反した場合
  - (2) JCBがクレジットカードの会員資格を取り消した場合
  - (3) 当社がTokyo Metro To Me CARD PASMOの会員資格を取り消した場合
  - (4) 会員がTokyo Metro To Me CARD PASMOの退会を申し出た場合
  - (5) パスモがオートチャージサービス会員資格を取り消した場合
  - (6) 会員がPASMO取扱規則にもとづき本カードのPASMO機能を払い戻した場合またはPASMO機能が無効となった場合または失効状態となった場合
  - (7) 本カードのPASMO機能を、PASMO取扱規則に定める手続きにより記名PASMOへ移し替えた場合
  - (8) 会員が本カードを所定の期間受領しない場合（ただし、第4条、第5条、および第7条により3社が発行した新カードを受領しない場合はPASMO取扱規則に定める失効期間が経過した後に、PASMO機能が失効するものとします。）
2. 前項2号から5号に該当した場合、会員はPASMO取扱規則に定める手続きに従い、同規則に定める事業者の指定箇所にすみやかに本カードを持参のうえ、本カードのPASMO機能（定期券が購入されているときは定期券機能を含む。）を記名PASMOに移し替えなければなりません。なお、記名PASMOへの移し替え後は、PASMO取扱規則の定めによります。
3. 会員は本カードのオートチャージサービス機能のみを解約することはできません。
4. 会員資格を喪失したときの本カードの返却等の取り扱いについてはJCB会員規約の定めによります。本カードのPASMO機能について、本条第1項第6号の払い戻し、もしくは第7号の処理を行う前に本カードを破棄もしくはJCBに返却した場合、PASMOのバリュー等を返却することはできません。

### 第9条 当社での会員情報の取り扱いおよび開示・訂正・削除

1. 会員および入会を申し込まれた方（以下、あわせて「会員等」という。）は、当社が会員等の個人情報（本項(1)に定めるものをいう。）につき、必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。
  - (1) 当社のサービスを提供するために、以下の個人に関する情報（以下、「個人情報」という。）を収集、利用すること。
    - ① 氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス等、会員等が入会申し込み時及び第7条において届け出た事項
    - ② 入会承認日、有効期限等、カードの契約内容
    - ③ カードの利用内容（第10条において共有する情報）
  - (2) 宣伝物の送付等当社の営業に関する案内を目的で、個人情報を利用すること。ただし、会員が当該営業案内について中止を申し出た場合、当社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします（中止の申し出は本特約末尾に記載する当社お問い合わせ窓口に連絡するものとします。）。
  - (3) 当社の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託すること。
2. 会員等は、当社に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます（開示の請求は本特約末尾に記載する当社お問い合わせ窓口に連絡するものとします。）。万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当社はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。
3. 会員等は、本特約末尾に記載する当社のグループ会社が、第1項(1)の個人情報を、当社グループ会社各社に本特約末尾に記載する目的で、共同して利用することに同意するものとします（共同利用に関する問い合わせは本特約末尾に記載する当社お問い合わせ窓口に連絡するものとします。）。

## 第10条 利用内容の共有

会員は、当社が会員に対してサービスを提供する必要がある場合において、会員のカードの利用内容を、当社とJCBにおいて共有することにあらかじめ同意するものとします。

## 第11条 パスモへの個人情報の提供

- 会員等は、以下の利用目的のために、JCBが個人情報をパスモに提供し、パスモが利用することに同意します。
  - 本会員がJCBに届け出た電話番号を、家族会員のPASMOへの登録およびPASMO取扱規則、オートチャージサービス取扱規則に定める利用目的に使用するため、パスモへ提供すること。
  - 会員のクレジットカード番号およびカード有効期限を、オートチャージサービスにかかわる利用代金の決済に使用するため、パスモに提供すること。
  - 本会員がJCBに届け出た住所を、本カード（本カードにかかわるオートチャージサービスを含む。）に関わる通知・案内の送付のため、パスモに提供すること。
  - 会員がJCBに届け出た氏名、性別、生年月日、および本会員の電話番号を、第4条、第5条および第7条により発行する新カードのPASMOへの登録のため、パスモに提供すること。
  - 前各号に定める個人情報を、オートチャージサービス取扱規則に定めるところによるオートチャージサービスにかかわるサービスの実施及び改善に利用するため、パスモに提供すること。
- 会員が前項に同意しない場合、パスモは会員のカードを発行することができません。
- 会員等は、パスモに対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます（開示の請求は本特約末尾に記載するパスモお問い合わせ窓口に連絡するものとします。）。万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、パスモは合理的かつ必要な範囲内においてすみやかに訂正又は削除に応じるものとします。

## 第12条 株式会社パスモでの個人情報の取り扱い

- 本会員が本カードの購入（本カードにかかわるオートチャージサービスの申し込みを含む。）のために提出した個人情報の取り扱いはパスモが定めるPASMO取扱規則およびオートチャージサービス取扱規則の定めによります。
- パスモが前条第1項により、取得した個人情報の取り扱いは、同項各号に定める利用目的のほか、パスモが定めるPASMO取扱規則及びオートチャージサービス取扱規則の定めによります。

## 第13条 PASMOオートチャージサービスにおけるご利用

会員は、オートチャージサービスにかかわる利用について、JCB加盟店でのショッピングと同様の方法で利用できるものとします。

## 第14条 規約の適用

本特約に定めのない事項については、メトロポイントクラブ会員規約およびPASMO取扱規則、オートチャージサービス取扱規則、JCB会員規約が適用されるものとします。

## <当社お問い合わせ窓口>

当社に対する個人情報の開示・訂正・削除などの会員の個人情報に関するお問い合わせについては下記にご連絡ください。ただし、第12条に関するものについては、下記のパスモお問い合わせ窓口にご連絡ください。

- ・東京地下鉄株式会社
- ・〒110-8614 東京都台東区東上野3-19-6
- <https://www.tokyometro.jp/support/>

## <グループ会社>

第9条第3項の当社グループ会社は以下のURLでご確認ください。

<https://www.to-me-card.jp/>

利用目的：①カードの機能・付帯サービス等の提供

②共同利用会社の事業に関する新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査並びに宣伝物・印刷物の送付等の営業案内等販売促進

利用情報：①第9条により当社がJCBから提供を受けた個人情報

②JCBから提供を受けた個人情報以外で本会員が当社に届け出た事項

③当社および当社の共同利用会社の店舗・施設等における会員の購入に関する購入日・代金・商品名等の情報

## <パスモお問い合わせ窓口>

パスモに対する個人情報の開示に関するお問い合わせについてはパスモのホームページ（<https://www.pasmo.co.jp/>）に掲載しております手続きにより、パスモの住所へ郵送でご申請ください。個人情報の訂正・削除に関するお問い合わせについては上記ホームページに掲載しておりますPASMO取扱事業者にご連絡ください。

- ・株式会社パスモ
- ・<https://www.pasmo.co.jp/>

(TK150111・20240801)

## Tokyo Metro To Me CARD会員特約(JCB)

### 第1条 名称

本カードは、東京地下鉄株式会社（以下、「当社」という。）と株式会社ジェーシーピー（以下、「JCB」という。）が提携して発行するものでTokyo Metro To Me CARD JCB（以下、「カード」という。）と称します。

### 第2条 会員

本特約、別途当社の定めるメトロポイントクラブ会員規約および別途JCBの定めるJCB会員規約を承認のうえ入会を申し込み、当社およびJCBが認めた方を本会員および家族会員（以下、「会員」という。）とし、JCBがカードを貸与します。

### 第3条 提供サービスと利用

- 当社（本条においては当社が提携するサービス提供会社を含む。）が提供するサービス（以下、「サービス」という。）およびその内容については、当社が書面その他の方法により通知または公表します。
- 会員は、サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、会員は、会員が本特約またはサービスの利用等に関する規定等に違反した場合、または当社もしくはJCBが会員のカード利用が適当でないと合理的に判断したときは、サービスを利用できない場合があります。
- 当社が必要と認めた場合には、当社がサービスおよびその内容を変更することがあります。
- 会員は、当社が提供するサービスを受ける場合、当社所定の方法により利用するものとします。

### 第4条 会員情報の取り扱い及び開示・訂正・削除

- 会員および入会を申し込まれた方（以下、あわせて「会員等」という。）は、当社が会員等の個人情報（本項(1)に定めるものをいう。）につき、必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。
  - 当社のサービスを提供するために、以下の個人に関する情報（以下、「個人情報」という。）を収集、利用すること。
    - 氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス等、会員等が入会申し込み時および第5条において届け出た事項
    - 入会承認日、有効期限等、カードの契約内容

③カードの利用内容（第6条において共有する情報）

(2)宣伝物の送付等当社の営業に関する案内を目的で、個人情報を利用すること。ただし、会員が当該営業案内について中止を申し出た場合、当社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。（中止の申し出は本特約末尾に記載する当社お問い合わせ窓口に連絡するものとします。）

(3)当社の業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託すること。

2 会員等は、当社に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。（開示の請求は本特約末尾に記載する当社お問い合わせ窓口に連絡するものとします。）万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当社はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。

3 会員等は、本特約末尾に記載する当社のグループ会社が、第1項(1)の個人情報を、当社グループ会社各社に本特約末尾に記載する目的で、共同して利用することに同意するものとします。（共同利用に関する問い合わせは本特約末尾に記載する当社お問い合わせ窓口に連絡するものとします。）

#### 第5条 届出事項の共有

会員は、当社またはJCBに対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先、メールアドレス等について変更がある場合には、JCBに対して変更を届け出るものとし、当該届出情報について、当社とJCBにおいて共有することあらかじめ同意するものとします。

#### 第6条 利用内容の共有

会員は、当社が会員に対してサービスを提供する必要がある場合において、会員のカードの利用内容を、当社とJCBにおいて共有することあらかじめ同意するものとします。

#### 第7条 会員資格の喪失

会員がJCB会員資格を喪失した場合は、本特約による会員資格も喪失するものとします。

#### 第8条 PASMOオートチャージサービス申し込み時の会員情報の取り扱い

1 会員等は、PASMOオートチャージサービス（以下、「オートチャージサービス」という。）申し込みの場合、以下のとおりJCBが個人情報を株式会社パスモ（以下「パスモ」という。）に提供し、パスモが利用することに同意します。

①本会員がJCBに届け出た住所を、パスモからの業務受託に基づき、会員（家族会員申込人を含む）のPASMO発送先住所として使用するため、パスモに提供すること。

②本会員がJCBに届け出た電話番号を、家族会員のPASMOへの登録およびPASMO取扱規則、オートチャージサービス取扱規則に定める利用目的に使用するため、パスモへ提供すること。

③会員のクレジットカード番号およびカード有効期限を、オートチャージサービスにかかわる利用代金の決済に使用するため、パスモに提供すること。

④前各号に定める個人情報を、オートチャージサービス取扱規則に定めるところによるオートチャージサービスにかかわるサービスの実施及び改善に利用するため、パスモに提供すること。

2 会員等は、パスモに対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。（開示の請求は本特約末尾に記載するパスモお問い合わせ窓口に連絡するものとします。）万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、パスモはすみやかに訂正または削除に応じるものとします。

#### 第9条 オートチャージサービスにおけるご利用

会員は、オートチャージサービスにかかわる利用について、JCB加盟店でのショッピングと同様の方法で利用できるものとします。

#### 第10条 メトロポイントクラブ会員規約及びJCB会員規約と本特約の関係

本特約に定めのない事項については、メトロポイントクラブ会員規約およびJCB会員規約が適用されるものとします。

#### <当社お問い合わせ窓口>

当社に対する個人情報の開示・訂正・削除などの会員の個人情報に関するお問い合わせについては下記にご連絡ください。ただし、第8条に関するものについては、下記のパスモお問い合わせ窓口にご連絡ください。

・東京地下鉄株式会社  
・〒110-8614 東京都台東区東上野3-19-6  
<https://www.tokyo-metro.jp/support/>

#### <グループ会社>

第4条第3項の当社グループ会社は以下のURLでご確認ください。

<https://www.to-me-card.jp/>

利用目的：①カードの機能・付帯サービス等の提供

②共同利用会社の事業に関する新商品、新機能、新サービス等の開発および市場調査並びに宣伝物・印刷物の送付等の営業案内等販売促進

利用情報：①第4条により当社がJCBから提供を受けた個人情報

②JCBから提供を受けた個人情報以外で本会員が当社に届け出た事項

③当社および当社の共同利用会社の店舗・施設等における会員の購入に関する購入日・代金・商品名等の情報

#### <パスモお問い合わせ窓口>

第8条に関する個人情報の開示に関するお問い合わせについてはパスモのホームページ（<https://www.pasmo.co.jp/>）に掲載しております手続きにより、パスモの住所へ郵送でご申請ください。個人情報の訂正・削除に関するお問い合わせについては上記ホームページに掲載しておりますPASMO取扱事業者にご連絡ください。

・株式会社パスモ  
・URL：<https://www.pasmo.co.jp/>

(TK150100・20240801)

#### メトロポイントクラブ会員規約

##### 第1条 本規約の目的

1 本規約は、東京地下鉄株式会社（以下「東京メトロ」といいます。）が運営・提供するメトロポイントクラブサービス（以下「本サービス」といいます。）の内容及び適用条件等に関する基本的事項を定めるものです。

2 本規約に定めのない事項については、PASMOに関する取扱いは株式会社パスモのPASMO取扱規則等に、運送等に関する取扱いは東京メトロの旅客営業規程、ICカード乗車券取扱規則等によるほか、To Me CARDの規約、特約等によるものとします。

##### 第2条 定義

1 「メトロポイント」：東京メトロが、会員に対して、第10条及び第11条に基づき付与するポイントをいいます。また、これを「メトポ」と呼ぶことがあります。

2 「会員」：本規約に同意し、東京メトロが承認した者をいいます。（第10項に定める「To Me CARD会員」を含みます。）

3 「会員サイト」：本サービスの会員登録等のために東京メトロが運営する、パソコン向けサイト及びスマートデバイス向けサイトをいいます。

4 「会員情報」：本サービスの利用を希望する者が、第3条の会員登録時に東京メトロに届け出た内容及び会員が第16条の定めに従って変

更した内容をいいます。

- 5 「メトロポイント口座」：メトロポイントを記録する口座をいいます。ただし、To Me CARD会員限定ポイント受取用仮想口座は含みません。
- 6 「PASMO」：株式会社パスモが発行する、金銭的価値等を記録することができるICチップを内蔵するカード等（一体型カードを含む）をいいます。
- 7 「小児用PASMO」：PASMO取扱規則に規定する小児用PASMOをいいます。
- 8 「SF」：PASMO取扱規則に規定するバリューをいいます。
- 9 「To Me CARD」：東京メトロがクレジットカード会社と提携して発行するクレジットカード「Tokyo Metro To Me CARD」をいいます。
- 10 「To Me CARD会員」：To Me CARDの規約、特約等を承認のうえ、To Me CARDの入会を申し込み、入会を認められた者をいいます。
- 11 「To Me CARD会員限定ポイントサービス」：To Me CARD会員のみを対象としたメトロポイントのサービスをいいます。
- 12 「To Me CARD会員限定ポイント受取用仮想口座」：To Me CARD会員限定ポイントサービスによって付与されるメトロポイントを記録する口座をいいます。
- 13 「チャージ専用ポイント」：メトロポイントのうち、利用方法がSFへの変換に限られるメトロポイントをいいます。
- 14 「券売機」：東京メトロの駅に設置する、本サービスへのPASMOの登録、変更を行う機能及びポイントをSFへ交換する機能等を搭載した多機能券売機及びICチャージ専用機をいいます。

### 第3条 会員登録

- 1 本サービスの利用を希望する者は、本規約に同意の上、会員サイトの新規登録フォームより、会員登録するものとします。
- 2 会員登録は、個人のみが行うことができます。法人その他の団体の会員登録を行うことはできません。
- 3 会員登録は、会員サイトの新規登録フォームに入力された内容を、東京メトロが承認した時点で有効となります。
- 4 東京メトロは、登録された会員情報等に基づき、会員への必要事項の連絡や本サービスの提供等を行います。

### 第4条 口座開設

- 1 東京メトロは、前条の会員登録を行った者に対して、メトロポイント口座を開設し、本サービスの利用に必要なメトボお客様番号、WEBパスワード及び駅パスワードを記載した電子メールを、登録されたメールアドレスに送付します。
- 2 東京メトロは、To Me CARD会員に対して、To Me CARD会員限定ポイント受取用仮想口座を開設します。
- 3 会員資格は、メトロポイント口座又はTo Me CARD会員限定ポイント受取用仮想口座（以下「メトロポイント口座等」といいます。）が開設された時点で、発効します。
- 4 東京メトロは、第1項に規定するメトボお客様番号、WEBパスワード及び駅パスワードを本サービスの利用を希望する者に通知するための電子メールが、入会希望者に届かず、かつこれについて東京メトロが債務不履行責任又は不法行為責任を負う場合、東京メトロに故意又は重大な過失がある場合を除いて、東京メトロの賠償責任は会員に現実生じた通常の損害に限りその責を負うものとし、自己が予見すべきであったか否を問わず、特別の事情から生じた損害、逸失利益については責任を負いません。
- 5 東京メトロは、正当なメトボお客様番号と各種パスワードを使用した手続・操作等について、会員本人が行ったものとみなします。

### 第5条 メトボお客様番号の設定

- 1 メトボお客様番号は、会員登録時の電子メールに記載されている10桁の番号をいいます。本サービスの利用時及び会員の管理等に必要な番号であり、変更はできません。
- 2 To Me CARD会員に対しては、To Me CARD会員を識別するためのTo Me CARDお客様番号が自動的に設定されますが、本サービスを利用するには、第3条の会員登録を行い、メトボお客様番号を設定する必要があります。

### 第6条 WEBパスワードの設定・管理

- 1 WEBパスワードは、メトボお客様番号1つにつき1つ設定される、会員サイト利用時の本人確認をするための文字列をいいます。
- 2 WEBパスワードは、東京メトロが初期設定しますが、東京メトロ所定の方法により、会員自らがWEBパスワードの変更をすることができます。
- 3 WEBパスワードは、他人に知られることのないよう、必ず会員本人が管理してください。
- 4 前各項は、第3条に定める会員登録を行っていない会員には適用されません。

### 第7条 駅パスワードの設定・管理

- 1 駅パスワードは、メトボお客様番号1つにつき1つ設定される、券売機で本サービスを利用する時に本人確認をするための番号をいいます。
- 2 駅パスワードは、東京メトロが初期設定しますが、東京メトロ所定の方法により、会員自らが駅パスワードの変更をすることができます。
- 3 駅パスワードは、他人に知られることのないよう、必ず本人が管理してください。
- 4 前各項は、第3条に定める会員登録を行っていない会員には適用されません。

### 第8条 PASMOの登録

- 1 会員は、東京メトロが別に定める方法により、本サービスにPASMOを登録することができます。なお、当該登録を行うには、第3条に定める会員登録が必要です。
- 2 登録できるPASMOは、会員本人が保有するPASMOに限ります。
- 3 メトボお客様番号1つにつき、登録できるPASMOは1枚までです。同時に複数のPASMOを登録することはできません。
- 4 小児用PASMOを登録する場合、会員情報として保護者情報の登録が必要です。

### 第9条 To Me CARDの登録

- 1 会員は、会員サイトにおいて、本サービスにTo Me CARDを登録することで、To Me CARD会員限定ポイントサービスを利用することができます。なお、当該登録を行うには、第3条に定める会員登録が必要です。
- 2 登録できるTo Me CARDは、会員本人が保有するTo Me CARDに限ります。
- 3 メトボお客様番号1つにつき、登録できるTo Me CARDは1枚までです。同時に複数のTo Me CARDを登録することはできません。

### 第10条 メトロポイントの付与

- 1 東京メトロは、別に定める付与基準により、メトロポイントをメトロポイント口座に付与するものとします。
- 2 前項のほか、東京メトロが実施するキャンペーン等により、メトロポイントを付与することがあります。
- 3 付与されるメトロポイントは、チャージ専用ポイントその他用途及び期間が限定されたメトロポイントとなる場合があります。
- 4 前3項の付与基準等は、会員サイトその他の東京メトロが運営するウェブサイト、印刷物等の告知により定めるものとします。
- 5 乗車に係るメトロポイントの付与は、東京メトロが別に定める場合を除き、会員が本サービスに登録したPASMOで交通機関を利用するとき、改札機等による入出場を行った際にSF残額から引き去られる運賃に東京メトロ線の運賃が含まれる場合が付与対象となります。
- 6 会員が、PASMOの登録等必要な手続きを行わなかったことにより、メトロポイントが付与されなかった場合、東京メトロが債務不履行責任又は不法行為責任を負う場合、東京メトロに故意又は重大な過失がある場合を除いて、東京メトロの賠償責任は会員に現実生じた通常の損害に限りその責を負うものとし、自己が予見すべきであったか否を問わず、特別の事情から生じた損害、逸失利益については責任を負いません。
- 7 東京メトロは、付与基準を改定することがあります。

#### 第11条 To Me CARD会員限定ポイントサービスによるメトロポイント

- 1 東京メトロは、To Me CARD会員限定ポイントサービスによるメトロポイントについては、前条第1項に関わらず、To Me CARD会員限定ポイント受取用仮想口座に付与するものとします。
- 2 To Me CARD会員限定ポイント受取用仮想口座に記録されたメトロポイントは、第9条のTo Me CARDの登録又は第20条のTo Me CARDの切替登録を行うことで、メトロポイント口座に自動的に移行され、照会・利用することができます。なお、メトロポイント口座に移行されたメトロポイントを、To Me CARD会員限定ポイント受取用仮想口座に戻すことはできません。
- 3 To Me CARD会員限定ポイント受取用仮想口座のメトロポイントは、To Me CARDが再発行、切替又は退会となった場合は、失効します。

#### 第12条 メトロポイントの効力・照会

- 1 メトロポイントは、メトロポイント口座等に記録された時点で有効となります。
- 2 会員は、そのメトロポイント口座に記録されたメトロポイントの履歴及び残高を、東京メトロ所定の方法により、照会することができます。なお、当該照会を行うには、第3条に定める会員登録が必要です。
- 3 メトロポイント口座等の記録内容について異議がある場合、会員は、実際の乗車又は利用日から3か月以内（以下「異議申立期間」といいます。）に、東京メトロ所定の方法により、東京メトロに申し出なければなりません。異議申立期間を経過した後は、東京メトロは異議申立てを受け付けないものとします。
- 4 会員又は第三者によるPASMO、To Me CARD等の不正使用があった場合、不正使用により新たに付与されるメトロポイント及びそのメトロポイントが記録されるメトロポイント口座等の累計メトロポイントは、全て無効とします。

#### 第13条 メトロポイントの有効期限

毎年4月1日から翌年3月末日までの間にメトロポイント口座等に記録されたメトロポイントは、東京メトロが別に定める場合を除き、翌年の3月末日まで有効です。有効期限を過ぎたメトロポイントは、自動的に失効します。

#### 第14条 メトロポイントの利用

- 1 メトロポイント口座に記録されたメトロポイントは、会員本人が、東京メトロ所定の方法により申し込むことで、SFチャージその他の東京メトロが別途定める特典に引換えることができます。なお、申込みの取消しはできません。また、当該申込みを行うには、第3条に定める会員登録が必要です。
- 2 メトロポイントは、現金と引換えることはできません。
- 3 複数のメトロポイント口座に記録されたメトロポイントを合算すること及びメトロポイントを他のポイント又はそれに準じるものと合算することはできません。
- 4 メトロポイントを、他の会員へ譲渡することはできません。
- 5 前2項の規定は、東京メトロが別に定める場合を除きます。
- 6 メトロポイントのポイントの種別、交換先、移行レート、家族間での移行方法及び利用優先順位等の詳細なポイントの利用方法は会員サイトその他の東京メトロが運営するウェブサイト、印刷物等の告知により定めるものとします。

#### 第15条 特典の取扱い

- 1 一旦特典に引換えたメトロポイントは、メトロポイントへ戻すことはできません。
- 2 東京メトロは、特典の紛失・盗難等を理由とする特典の再提供及び補償の義務を負いません。
- 3 特典引換え後の取扱いについては、当該特典の利用条件（規約等）に従うものとします。

#### 第16条 会員情報の変更

- 1 会員は、第3条に定める会員登録により登録した会員情報を、会員の都合により変更する場合、その他登録した会員情報に変更が生じた場合には、会員サイトにおいて、会員情報の変更を行わなければなりません。
- 2 前項の会員情報の変更を行わなかったことにより、必要事項の不達及び本サービスの利用等に何らかの障害又は不利益が生じた場合、東京メトロが債務不履行責任又は不法行為責任を負う場合、東京メトロに故意又は重大な過失がある場合を除いて、東京メトロの賠償責任は会員に現実生じた通常の損害に限りその責を負うものとし、自己が予見すべきであったか否を問わず、特別の事情から生じた損害、逸失利益については責任を負いません。

#### 第17条 PASMOの変更登録

- 1 本サービスにPASMOを登録している会員は、本サービスに登録したPASMOの変更を希望する場合及び本サービスに登録した無記名PASMOを紛失した場合、東京メトロが別に定める方法により、PASMOの変更登録を行うものとします。
- 2 前項の変更登録を行わなかったことにより、メトロポイントが付与されなかった場合、東京メトロが債務不履行責任又は不法行為責任を負う場合、東京メトロに故意又は重大な過失がある場合を除いて、東京メトロの賠償責任は会員に現実生じた通常の損害に限りその責を負うものとし、自己が予見すべきであったか否を問わず、特別の事情から生じた損害、逸失利益については責任を負いません。

#### 第18条 PASMOの解除

- 1 本サービスにPASMOを登録している会員は、東京メトロが別に定める方法により、本サービスに登録したPASMOを解除することができます。
- 2 本サービスに登録したPASMOが払戻された場合、PASMOは解除されます。
- 3 本サービスに登録したPASMOの解除を行っても、会員資格及びポイントは失効しません。

#### 第19条 PASMOの再発行

本サービスにPASMOを登録している会員が、本サービスに登録したPASMOの再発行やカード交換を受けた場合、メトロポイント口座のポイントは継続されます。ただし、当該手続きのために本サービスに登録したPASMOが使用できない期間及び再発行又はPASMOカード交換当日のメトロポイントが付与されないことについて、東京メトロが債務不履行責任又は不法行為責任を負う場合、東京メトロに故意又は重大な過失がある場合を除いて、東京メトロの賠償責任は会員に現実生じた通常の損害に限りその責を負うものとし、自己が予見すべきであったか否を問わず、特別の事情から生じた損害、逸失利益については責任を負いません。

#### 第20条 To Me CARDの切替登録

- 1 本サービスにTo Me CARDを登録している会員は、本サービスに登録したTo Me CARDの切替を希望する場合、会員サイトにおいて、To Me CARDの切替登録を行うものとします。
- 2 切替登録の完了後は、切替後のTo Me CARDのTo Me CARD会員限定ポイントサービスが適用されます。
- 3 切替登録の完了後一定期間は、切替前のTo Me CARDのTo Me CARD会員限定サービスによりTo Me CARD会員限定ポイント受取用仮想口座に付与されるメトロポイントが、メトロポイント口座に自動的に移行されます。
- 4 切替登録は、1年間（4月1日から翌年3月末日までの間）に1回まで行うことができます。ただし、クレジットカード会社及び券種等が同一であるTo Me CARDに切替登録する場合は、この限りではありません。
- 5 切替登録では、本サービスに登録しているPASMOは変更されません。To Me CARDの切替登録に伴いPASMOの変更を希望する場合は、第17条のPASMOの変更登録が必要です。

#### 第21条 To Me CARDの解除

- 1 本サービスにTo Me CARDを登録している会員は、会員サイトにおいて、本サービスに登録したTo Me CARDを解除することができます。
- 2 解除後、クレジットカード会社又は券種等が異なるTo Me CARDを本サービスに登録することは、1年間（4月1日から翌年3月末日

までの間)に1回まで行うことができます。

- 3 本サービスに登録したTo Me CARDの解除を行っても、会員資格及びポイントは失効しません。
- 4 本サービスに登録したTo Me CARDが退会となった場合、To Me CARDは解除されます。

#### 第22条 To Me CARDの再発行

- 1 本サービスにTo Me CARDを登録している会員は、本サービスに登録したTo Me CARDが、紛失等により再発行された場合、再発行されたTo Me CARDへの切替登録(第20条の切替登録をいいます。)を行うものとします。
- 2 切替登録を行わないことにより、再発行後のTo Me CARDのTo Me CARD会員限定ポイントサービスが適用されないことについて、東京メトロが債務不履行責任又は不法行為責任を負う場合、東京メトロに故意又は重大な過失がある場合を除いて、東京メトロの賠償責任は会員に現実生じた通常の損害に限りその責を負うものとし、自己が予見すべきであったか否を問わず、特別の事情から生じた損害、逸失利益については責任を負いません。

#### 第23条 退会

- 1 会員は、本サービスを随時退会できるものとし、退会に際しては、会員サイトにおいて、退会の手続きをするものとします。
- 2 前項の退会手続きを行うと、会員資格及びポイントは失効します。
- 3 To Me CARD会員である場合は、To Me CARDの退会手続きも必要となります。

#### 第24条 会員資格の喪失

- 1 東京メトロは、会員が以下のいずれかに該当するとき、会員の資格を停止し又は喪失させ、会員情報を削除することができるものとします。また、東京メトロは、会員が以下の各号のいずれかに該当する疑義があるとき、当該疑義が解消されるまでの間、会員資格を停止することができるものとします。
  - (1)前条により退会した場合
  - (2)会員が実在せず(死亡した場合を含む)又は虚偽の会員登録があった場合
  - (3)本規約又は東京メトロが別に定める約款に違反した場合
  - (4)不正利用があった場合
  - (5)その他、東京メトロが会員として不適当であると認めた場合
- 2 会員は、2年間、第10条に規定するメトロポイント付与対象となる東京メトロ線の利用、会員サイト又は券売機へのログインがない場合、当該利用又はログインが最後に行われた日の翌々年度末に会員資格を喪失し、東京メトロが予告なく会員情報を削除することを、承諾します。
- 3 前項の規定は、To Me CARD会員には、適用されません。
- 4 会員資格を喪失した場合、それまでに付与されたメトロポイントは、失効するものとします。なお、いかなる理由があっても失効したポイントの再付与は行いません。
- 5 会員資格を喪失し、又は会員情報を削除されたことにより会員が損害を被った場合、東京メトロが債務不履行責任又は不法行為責任を負う場合、東京メトロに故意又は重大な過失がある場合を除いて、東京メトロの賠償責任は会員に現実生じた通常の損害に限りその責を負うものとし、自己が予見すべきであったか否を問わず、特別の事情から生じた損害、逸失利益については責任を負いません。

#### 第25条 サービスの中断、休止及び終了

- 1 東京メトロは、以下のいずれかの場合、本サービスを中断、休止又は終了することができるものとします。
  - (1)本サービスの運営・提供に必要な設備の保守・点検を行い又は障害が発生した場合
  - (2)その他やむを得ない事情がある場合
- 2 本サービスを中断、休止又は終了するときは、東京メトロは、あらかじめ会員サイトその他の東京メトロが運営するウェブサイト、印刷物等で告知するものとします。ただし、緊急に必要となった場合その他やむを得ない事情がある場合には、この限りではありません。

#### 第26条 個人情報の取扱い

- 1 東京メトロは、東京メトロの個人情報保護方針に従い、会員の個人情報を取り扱います。
- 2 東京メトロは、次の各号に規定する目的のために、会員の個人情報を利用できるものとします。
  - (1)本サービスを提供するために必要な会員管理、ポイント管理等業務の実施
  - (2)本サービスを提供するために必要な連絡
  - (3)本サービスに関する情報及びその他当社の事業活動に関する情報の案内
  - (4)懸賞、作品公募等の当選、採用等の通知及び商品の発送に関する対応(宅配便等へ商品等の発送を依頼する場合を含みます。)
  - (5)新たな商品・サービスの展開、お客様満足度向上等のための各種アンケート及びモニター等のご依頼
  - (6)お客様からのお問い合わせやご意見・ご要望への対応
  - (7)会員情報及び利用動向を把握・分析して得られた情報に基づく広告配信及び市場調査その他調査研究等への利用
  - (8)上記各項目の目的に付帯する事項
- 3 会員は、東京メトロが会員及び本サービスの利用を希望する者に関する次の各号について、前項に示す利用目的のため必要な保護措置を講じた上で利用することに、同意するものとします。
  - (1)氏名、性別、住所、電話番号、生年月日、メールアドレス、職業、保護者情報(小児用PASMO利用時に限ります。)等、会員が本サービスの会員登録をする際に届け出た事項及び登録後に届け出た事項(本サービスにPASMOを登録した場合は、PASMOのID番号、定期券情報、購入区間、期間等を含み、To Me CARDを登録した場合は、To Me CARDに入会を申し込む際及び申し込み後に届け出た事項を含みます。)
  - (2)本サービス会員登録日、メトボお客様番号等、会員と当社の契約に関する事項(本サービスにTo Me CARDを登録した場合は、To Me CARD入会日を含みます。)
  - (3)会員の本サービスの利用内容(ポイント付与及び利用に関する履歴、登録したPASMOに紐づく改札通過履歴(乗降駅、利用日時、利用金額等)、メトロポイント関連のキャンペーン等への参加履歴等を含みます。))及び電話等での問合せ等により当社が知り得た情報(通話内容を含みます。)
  - (4)本サービスにTo Me CARDを登録した場合は、To Me CARDによる購買履歴(利用日時、利用店舗、利用金額等)
- 4 会員は、東京メトロに対して東京メトロの個人情報保護方針で定める方法により、会員本人に関する個人情報を開示するよう請求できます。
- 5 東京メトロは、前項の開示請求により、登録内容の不備又は誤り等が判明した場合、速やかにその内容の訂正又は削除に応じるものとします。
- 6 東京メトロは、会員及び本サービスの利用を希望する者が、本条第1項から第4項までの内容の全部又は一部を承認できない場合は、会員登録をお断りすることや、退会の手続きをとることがあります。

#### 第26条の2 個人情報の共同利用

当社及びグループ会社は、以下に記載する(1)の個人情報を(3)の利用目的の範囲内で共同して利用します。

- (1)共同して利用する個人情報の項目：前条第3項に掲げる項目
- (2)共同して利用する者の範囲：グループ会社  
(<https://www.tokymetro.jp/corporate/profile/group/index.html>)
- (3)利用する者の利用目的：前条第2項に掲げる目的の範囲内で関連する業務を行うため

(4)個人情報の管理について責任を有する者：東京メトロ  
(<https://www.tokyometro.jp/corporate/profile/outline/index.html>)

## 第27条 個人関連情報の利用

- 東京メトロは、第1号に定める本サービスの会員の個人関連情報について、第2号に示す利用目的のため、株式会社パスモから当該情報の提供を受けるものとします。東京メトロは当該情報を、本サービスへの登録により取得した会員の個人情報と紐づけて利用し、本サービスを提供することとします。
  - 会員の登録PASMOにおける、SF使用情報のうち東京メトロに関わる情報及び再発行等によるPASMO交換情報
  - 会員への本サービスの提供のため
- 前項は、PASMOの登録を行っていない会員には適用されません。

## 第28条 業務委託

- 会員は、東京メトロが東京メトロの指定する委託先（以下「指定委託先」といいます。）に対し以下の業務を委託することを、あらかじめ承諾するものとします。
  - 本サービスの問い合わせ受付等を行う業務
  - 会員サイトに関する業務
  - 本サービスの情報処理に関する業務
  - その他本サービスに関する業務のうち東京メトロが指定した事項
- 会員は、東京メトロが前項の委託業務を追加、変更することがあることを、あらかじめ承諾するものとします。
- 会員は、指定委託先が第1項に定める業務を遂行するにあたり必要な範囲で、会員に関する情報を、東京メトロが指定委託先に提供することを、あらかじめ承諾するものとします。

## 第29条 会員の責任

会員は、本サービスの利用及びこれに付帯する行為に際して、故意又は重大な過失によって東京メトロに損害を与えた場合は、これを補償する責任を負います。

## 第30条 免責

以下のいずれかに該当する場合で、東京メトロが債務不履行責任又は不法行為責任を負う場合、東京メトロに故意又は重大な過失がある場合を除いて、東京メトロの賠償責任は会員に現実に生じた通常の損害に限りその責を負うものとし、自己が予見すべきであったか否を問わず、特別の事情から生じた損害、逸失利益については責任を負いません。

- メトボお客様番号や各種パスワードの紛失、盗難等により、第三者がメトロポイントを不正に利用した場合
- 特典の盗難等により、特典が利用されなかった場合
- 本サービスの運営・提供に必要な設備の保守・点検を行ったこと、又は障害が発生したこと、又はその他やむを得ない事情が生じたことにより、本サービスの提供が中断、休止又は廃止された場合
- PASMOの利用に関するサービスの中断、休止又は廃止並びに改札機等の障害や輸送障害、又は電子マネー端末の障害等により、やむを得ずPASMOが利用できないことによって、当該利用に対するメトロポイント付与、メトロポイントのSFチャージ又はそのSFの利用が出来ない場合
- その他、本サービスに関して会員が損害を被った場合

## 第31条 本規約等の変更

- 会員は、経済状況の変動や法令改正その他の事情により本規約を変更する必要がある場合には、東京メトロが本規約を変更することがあることを、承諾するものとします。
- 東京メトロは、本規約の一部若しくは全てを変更する場合は、関係法令に基づいて対応するものとします。
- 前2項の変更後、会員が本サービスを利用したときは、東京メトロは、会員が当該変更内容に同意したものとみなします。
- 会員サイトその他の東京メトロが運営するウェブサイト、印刷物等に記載された最新の規約内容及び告知内容は、すべて従前の規約及び告知に、優先するものとなります。

## 第32条 準拠法、専属的合意管轄裁判所

- 本規約は、日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとします。
- 本サービスに関連して、東京メトロと会員又は本サービスの利用を希望する者との間に生じる一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 附則

### 第1条 施行日

この規約は、2024年4月15日から施行します。  
ただし、第10条第4項、第14条第6項及び第25条第2項の改訂規定は2024年8月1日から施行します。

### 第2条 移行措置

- 本規約の2024年4月15日改定施行時点でTo Me CARD会員である者（以下「移行To Me CARD会員」といいます。）は、本規約に同意することで、自動的に本規約の定める会員となり、本規約の適用を受けるものとします。
- 移行To Me CARD会員は、改定前のPASMOの登録状態及びメトロポイントを引継ぎます。ただし、本サービス及びTo Me CARD会員限定ポイントサービスを利用するには、第3条の会員登録及び第9条のTo Me CARDの登録が必要となり、その手続が完了するまで、PASMOの登録・変更、メトロポイントの照会・利用等が制限されます。

(TK150102・20240801)

## 株式会社パスモ PASMO取扱規則

制 定 2007年2月1日  
最終改定 2023年3月18日

## 第1章 総則

### (目的)

#### 第1条

この規則は、株式会社パスモ（以下「当社」という。）が発行する、金銭的価値等を記録することができるICチップを内蔵するカード等（以下「PASMO」という。）のサービス内容と使用条件を定め、もって使用者の利便性向上と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

#### 第2条

PASMOにかかわる取扱いについては、この規則の定めるところによる。

- PASMOのうち携帯情報端末又は特定携帯情報端末におけるPASMOの使用については、この規則によらない場合があり、PASMO取扱規則に関する特約に定めるところによる。
- PASMOのうち障がい者用PASMOの使用については、この規則によらない場合があり、障がい者用PASMO取扱特約の定めるところによる。

- 4 PASMOを使用した旅客の運送等については、第3条第1項第1号に規定するPASMO取扱事業者の旅客営業規則等の定めるところによる。
- 5 第3条第1項第12号に規定するPASMO加盟店での商品・サービスの購入等にかかわる使用（以下「電子マネー取引」という。）については、PASMO電子マネー取扱規則等の定めるところによる。
- 6 当社が、当社以外の者（以下「提携先」という。）と提携した一体型PASMOにおける提携先のサービスの取扱いについては、当該提携先の定めるところによる。
- 7 当社は、この規則及びこの規則に関連して定められた規定を相当な範囲で変更することがある。この場合、当社は変更の時期及び変更内容を予め当社ウェブサイトに掲載する。
- 8 この規則が改定された場合、以後のPASMOにかかわる取扱いについては、改定された規則の定めるところによる。
- 9 この規則に定めのない事項については、法令等の定めるところによる。

#### (用語の意義)

#### 第3条

この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)「PASMO取扱事業者」とは、当社がPASMOの取扱いを認める鉄道事業者又はバス事業者として別に定める事業者をいう。
- (2)「無記名PASMO」とは、PASMOのうちカード等に使用者の情報等を記録しない、持参人の使用に供するPASMOをいう。
- (3)「記名PASMO」とは、PASMOのうちカード等に個人を特定する氏名、性別、生年月日等を記録した記名人本人の使用に供するPASMOをいう。
- (4)「大人用PASMO」とは、記名人が大人である記名PASMOをいう。
- (5)「小児用PASMO」とは、記名人が小児であって小児のみが使用に供することのできる記名PASMOをいう。
- (6)「他社発行ICカード」とは、当社以外のICカード発行事業者が発行する、金銭的価値等を記録することができるICチップを内蔵するカード等であって、当社との相互利用契約等に基づき、乗車券等としての使用又は商品・サービス等の決済手段として、PASMO取扱事業者又はPASMO加盟店において、使用ができるものをいう。  
(参考 他社発行ICカードは次のものをいう。  
[2013年3月23日現在]  
ア 北海道旅客鉄道株式会社が発行する「Kitaca」  
イ 東日本旅客鉄道株式会社が発行する「Suica」  
ウ 東京モノレール株式会社が発行する「モノレールSuica」  
エ 東京臨海高速鉄道株式会社が発行する「りんかいSuica」  
オ 東海旅客鉄道株式会社が発行する「TOICA」  
カ 株式会社名古屋交通開発機構が発行する「マナカ」  
キ 株式会社エムアイシーが発行する「manaca」  
ク 株式会社スルッとKANSAIが発行するICカード  
ケ 西日本旅客鉄道株式会社が発行する「ICOCA」  
コ 福岡市交通局が発行する「はやかけん」  
サ 株式会社ニモカが発行する「nimoca」  
シ 九州旅客鉄道株式会社が発行する「SUGOCA」)
- (7)「小児用ICカード」とは、小児用PASMO及び他社発行ICカードのうち、記名人が小児であって、小児の使用に供するものをいう。
- (8)「一体型PASMO」とは、提携先のサービス機能と一体となったカード型情報記録媒体で発行する記名PASMOをいう。
- (9)「バリュー」とは、第1号に規定するPASMO取扱事業者が定める旅客運賃の支払いや乗車券類との引換え、第12号に規定するPASMO加盟店における電子マネー取引に充当する、PASMOに記録された金銭的価値をいう。
- (10)「チャージ」とは、PASMOに入金することをいう。
- (11)「デポジット」とは、返却することを条件に、当社が収受するPASMOの使用権の代価をいう。
- (12)「PASMO加盟店」とは、PASMO電子マネー取扱規則に定める加盟店をいう。
- (13)「グループ会社」とは、第1号に規定するPASMO取扱事業者の親会社・子会社・関連会社（いずれも会社法及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定めるところによる。以下同じ。）、及び第1号に規定するPASMO取扱事業者の親会社の子会社・関連会社をいう。

#### (契約の成立)

#### 第4条

PASMOの使用にかかわる契約は、当社が使用者にPASMOを交付したときに両者の間において成立する。

- 2 前項にかかわらず、一体型PASMOの契約の成立については、当該PASMOにかかわる契約の定めによる。

#### (使用方法及び制限事項)

#### 第5条

PASMOは、PASMO取扱事業者における乗車券等としての使用又はPASMO加盟店において電子マネー取引ができる。

- 2 署名欄を有する記名PASMO（一体型PASMOを除く。）は、署名欄に当該記名PASMOに記録された使用者の氏名を記載しなければならない。
- 3 記名PASMOは、当該記名PASMOに記録された記名人本人以外が使用することはできない。
- 4 小児用PASMOは、有効期限終了後は使用することができない。また、一体型PASMOは、券面に表示された有効期限（年月をもって表示されているときはその末日）の翌日以降は使用することができない。
- 5 PASMOは、PASMO取扱事業者又はPASMO加盟店においてPASMOを処理する機器（以下「所定の機器」という。）により使用しなければならない。
- 6 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、PASMOは所定の機器で使用できないことがある。
  - (1)PASMOの破損又は所定の機器の故障若しくは天災等により、PASMOの内容の読取りが不能となったとき。
  - (2)記名PASMO又は当社が別に定める無記名PASMOにおいてはPASMOの使用又はチャージのいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、当社が別に定める期間これらの取扱いが行われなかったとき。
  - (3)一体型PASMOにおいては提携先の都合により、当該PASMOが使用できない状態となったとき。
- 7 偽造、変造又は不正に作成されたPASMO又はバリューを使用することはできない。

#### (個人情報の取扱い)

#### 第6条

記名PASMOにかかわる次の各号の申込みの際やその他の場合に取得した個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）は、当社が管理する。

- (1)記名PASMOの購入
- (2)無記名PASMOから記名PASMOへの変更
- (3)記名PASMOの個人情報変更

- 2 当社は、取得した個人情報を次の各号の目的で利用する。
  - (1) 記名PASMOの購入・変更・払いもどし等の申込内容の確認
  - (2) 当社から使用者に連絡する必要がある場合の連絡先の確認
  - (3) この規則及びPASMO取扱事業者の旅客営業規則等の定めるところによる記名PASMOにかかわるサービスの実施及び改善
  - (4) 他社発行ICカードの発行事業者から委託を受けて行う他社発行ICカードにかかわるサービスの実施及び改善
- 3 当社は、前項の範囲内で当該PASMOの取扱いを行う鉄道・バス事業者からの照会に応じて、取得した個人情報をその事業者知らせることがある。
- 4 第1項各号の希望者が、前各項に同意しないときは、その取扱いを行わない。

#### (個人情報の共同利用)

##### 第6条の2

当社は、PASMO取扱事業者及びグループ会社との間で、次の各号に掲げるものを目的として個人情報のうち氏名、性別、生年月日、電話番号、利用履歴、その他届出情報の共同利用を行う。

- (1) 当社及びPASMO取扱事業者の行う記名PASMOにかかわるサービスにおける経営分析
- (2) 当社及びPASMO取扱事業者の行う記名PASMOにかかわるサービスにおける市場調査、研究開発その他の調査研究
- (3) 当社及びPASMO取扱事業者の行う記名PASMOにかかわるサービスにおける商品開発
- (4) 当社及びPASMO取扱事業者の行う記名PASMOにかかわるサービスにおける広告宣伝、マーケティング
- (5) 当社及びPASMO取扱事業者の行う記名PASMOにかかわるサービスにおけるサービス向上の検討

- 2 前項における個人情報の管理について責任を有する者は、当社（<https://www.pasmo.co.jp/corporate/overview/>）とする。

#### (使用者の同意)

##### 第7条

使用者は、この規則及びこれに関連して定められた規定を承認し、かつこれに同意したものとする。

#### (取扱箇所)

##### 第8条

PASMOの取扱箇所は、当社又はPASMO取扱事業者若しくはPASMO加盟店とする。

- 2 各取扱箇所において取り扱う内容については別に定める。

#### (制限又は停止等)

##### 第9条

当社は次の各号に該当する場合、PASMO取扱事業者及びPASMO加盟店におけるPASMOの取扱いを一時停止、制限、中断又は終了することがある。

- (1) 天災、停電、通信事業者の通信設備の保守、点検、異常、及びコンピュータシステム異常等の不可抗力によりPASMOの取扱いが困難であると当社が認めた場合
- (2) コンピュータシステムの保守、点検又は障害等やむを得ない事情により当社がPASMOの取扱いの中止を必要と判断した場合
- (3) 当社が管理・運営するシステムの提供に必要な設備の保守・点検を行う場合、又は障害が発生した場合
- (4) 当社が、自主的にPASMOのサービス終了を判断した場合
- (5) その他、やむを得ない事情がある場合
- 2 当社は、PASMOサービスを中断又は終了するときには、当社ウェブサイト等に掲載することとする。ただし、PASMOサービス中断又は終了が緊急に必要となった場合、その他やむを得ない事情がある場合には、この限りではない。
- 3 本条に基づくサービスの制限又は停止等により生じた損害、その他いかなる不利益についても当社はその責めを負わない。

#### (PASMOの所有権)

##### 第10条

PASMOの所有権は、当社に帰属する。

- 2 PASMOが不要となったとき又は失効したときは、使用者は、当社にPASMOを返却しなければならない。ただし、一体型PASMOにおいては、当該PASMOにかかわる契約の定めによる。

#### (デポジット)

##### 第11条

当社はPASMOを発売する際に、デポジットとしてPASMO 1枚につき500円を収受する。

- 2 使用者がPASMOを返却したときは、第20条又は第24条の規定により、当社はデポジットを返却する。
- 3 デポジットは運賃や電子マネー取引等に充当することはできない。
- 4 前各項にかかわらず、一体型PASMOにおいては当社はデポジットを収受しない。  
(→第20条「紛失再発行」、第24条「払いもどし」)

#### (PASMOの失効)

##### 第12条

PASMOの交換、使用又はバリューのチャージのいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、10年間これらの取扱いが行われな

- い場合には、PASMOは失効する。
- 2 前項及びオートチャージサービス取扱規則にかかわらず、使用者に一体型PASMOを交付できない場合、当該PASMOにかかわる契約の定めに従い、一体型PASMOは失効する。
- 3 前各項にかかわらず、遺失物法の適用を受け、公告期間を経過した記名PASMOは失効する。
- 4 前各項により失効した場合、当社が特に認めた場合を除き、デポジット及びPASMOに記録されている一切の金銭的価値等の返却を請求することはできない。

## 第2章 発売

#### (PASMOの発売)

##### 第13条

無記名PASMOの購入希望者が購入を請求したときは、無記名PASMOを発売する。

- 2 記名PASMO（一体型PASMOを除く。本項について以下同じ。）の購入希望者が購入申込書に氏名、生年月日、性別を記入して提出したときは、記名PASMOを発売する。
- 3 小児用PASMOの購入希望者が購入申込書に氏名、生年月日、性別、電話番号を記入して提出し、かつ別に定める公的証明書等を呈示したときは、当該小児が12歳となる年度の3月31日を有効期限とする小児用PASMOを発売する。
- 4 当社が特に認める場合を除き、同一使用者に対し2枚以上の小児用PASMOは発売しない。
- 5 一体型PASMOにおいては、当該PASMOにかかわる契約の定めによる。

#### (発売額)

##### 第14条

PASMOの発売額は1,000円（デポジット500円を含む。）とする。

- 2 前項にかかわらず、当社又はPASMO取扱事業者は発売額を変更して発売することができる。ただし、発売額は1,000円単位とし、20,000円を超えることはできない。
- 3 前各項にかかわらず当社が特に認めた場合は、発売額を500円（デポジット500円を含む。）として発売することができる。

(チャージ)

#### 第15条

- PASMOは、所定の機器によってチャージすることができる。
- 2 PASMOは、当社が特に認めた場合を除き、1,000円単位の金額をチャージすることができる。ただし1枚当たりのバリューの残額は20,000円を超えることはできない。
  - 3 前各項にかかわらず別のICカードのバリューによるチャージはできない。

(バリュー残額の確認)

#### 第16条

- PASMOのバリュー残額は、所定の機器により確認することができる。
- 2 PASMOのバリュー残額履歴の表示又は印字は所定の機器により、最近のバリュー残額履歴から20件までさかのぼって確認することができる。
  - 3 前項にかかわらず、次の各号に定める場合は表示又は印字による確認はできない。
    - (1) 出場処理がされていないバリュー残額履歴
    - (2) 所定の機器による処理が完全に行われなかったときのバリュー残額履歴
    - (3) 第20条又は第21条の規定によりカードを再発行したときの再発行前のバリュー残額履歴
    - (4) 第22条の規定によりカードを交換したときの交換前のバリュー残額履歴(→第20条「紛失再発行」、第21条「障害再発行」、第22条「PASMOの交換及び移替え」)

### 第3章 効力

(記名PASMOの再表示)

#### 第17条

- 記名PASMOは、その券面に表示すべき事項（以下「券面表示事項」という。）が不明となったときは、使用することができない。
- 2 券面表示事項が不明となった記名PASMOは、速やかにこれを差し出して券面表示事項の再表示を請求しなければならない。

(記名PASMOの個人情報変更)

#### 第18条

- 改氏名等により、使用者の個人情報と記名PASMOに記録された個人情報に相違が生じた場合、当該記名PASMOを使用することはできない。
- 2 前項の場合、使用者は速やかに別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等（改氏名の場合は、改氏名後の公的証明書等）を呈示して、個人情報変更の請求をしなければならない。一体型PASMOにおいては、個人情報変更請求に加え、当該PASMOにかかわる契約の定めによる手続きを行わなければならない。

(無効となる場合)

#### 第19条

- PASMOは、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として回収する。この場合、デポジット及びPASMOに記録されている一切の金銭的価値及び乗車券等は返却しない。
- (1) 記名PASMOを記名人以外の者が使用した場合
  - (2) 券面表示事項が不明となった記名PASMOを使用した場合
  - (3) 使用資格、氏名、生年月日、性別、電話番号を偽って購入した小児用PASMOを使用した場合
  - (4) 券面表示事項をぬり消し、又は改変して使用した場合
  - (5) 偽造、変造又は不正に作成されたPASMO若しくはバリューを使用した場合
  - (6) 使用者の故意又は重大な過失によりPASMOが障害状態となったと認められる場合
  - (7) その他不正行為と認められる場合
- 2 前項各号により生じた損害、その他いかなる不利益についても、当社はその責めを負わない。

### 第4章 再発行・交換

(紛失再発行)

#### 第20条

- 無記名PASMOの盗難又は紛失等による再発行はできない。
- 2 記名PASMOの記名人が当該記名PASMOを紛失した場合で、別に定める申請書を提出したときは、次の各号の条件を満たす場合に限り紛失した記名PASMOの使用停止措置を行い、記名人に対し再発行するために必要な帳票（以下「再発行整理票」という。）を発行する。
    - (1) 申請書を提出するときは、公的証明書等の呈示により、再発行を請求する使用者が当該記名PASMOの記名人本人であることを証明できること。
    - (2) 記名人の氏名、生年月日、性別の情報が当社のシステムに登録されていること。
  - 3 前項により使用停止措置を行った当該記名PASMOは、使用者が再発行整理票発行日の翌日から14日以内に第1号及び第2号の条件を満たしたうえ、再発行を請求した場合に限って、当該記名PASMO裏面に刻印されたものと異なるカード番号の記名PASMOを再発行する。また、一体型PASMOにおいては、第1号から第4号の条件を満たした場合に限って、PASMOの機能を再発行する。
    - (1) 公的証明書等の呈示により、再発行を請求する使用者が当該記名PASMOの記名人本人であることを証明できること。
    - (2) 使用者が前項により発行された再発行整理票を提出すること。
    - (3) 使用者が当社及び提携先より交付された再発行用の媒体を持参すること。
    - (4) 使用者が当社からの再発行媒体にかかわる通知を呈示すること。
  - 4 前項により再発行の取扱いを行う場合は、再発行する記名PASMO 1枚につき紛失再発行手数料520円とデポジット500円を現金で収受する。なお、一体型PASMOの再発行においては、デポジットは収受しない。
  - 5 当該記名PASMOの使用停止の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。また、紛失した記名PASMOが発見された場合に、当該記名PASMOを再発行用の媒体として使用することはできない。
  - 6 第2項から第4項までの取扱いを行った後に、紛失した記名PASMOが発見された場合で、当社が当該PASMOのデポジットを収受している場合、使用者は、デポジットの返却を請求することができる。この場合、使用者が当該記名PASMOとともに別に定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により記名人本人であることを証明したときに限って、返却の取扱いを行う。この場合、理由を問わず当該PASMOは返却しない。

## (障害再発行)

### 第21条

PASMOの破損等によって所定の機器で使用できない場合で、別に定める申請書を提出し、かつ当該PASMOを呈示したときは、再発行整理票を発行する。

- 2 前項により再発行整理票が発行された当該PASMOは、使用者が再発行整理票発行日の翌日から14日以内に第1号及び第2号の条件を満たしたうえ、再発行を請求した場合に限って、当該PASMO裏面に刻印されたものと異なるカード番号のPASMOを再発行する。この場合、理由を問わず当該PASMOは返却しない。また、一体型PASMOにおいては、第1号、第3号及び第4号の条件を満たした場合に限って、PASMOの機能を再発行する。
  - (1) 使用者が前項により発行した再発行整理票を提出すること。
  - (2) 使用者が当該PASMOを提出すること。
  - (3) 使用者が当社及び提携先より交付された再発行用の媒体を持参すること。
  - (4) 使用者が障害状態となった当該一体型PASMOと当社及び提携先からの再発行用媒体にかかわる通知を呈示すること。
- 3 当該PASMOの障害再発行の申し出を受け付けた後、これを取り消すことはできない。また、当該PASMOを再発行用の媒体として使用することはできない。
- 4 次の各号のいずれかに該当する場合は、理由の如何を問わず再発行の取扱いを行わない。なお、この場合、当社が当該PASMOのデポジットを収受している場合であっても、デポジット500円は返却しない。
  - (1) 裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合
  - (2) 使用者の故意又は重大な過失によりPASMOが障害状態となったと認められ、第19条第1項第6号により無効となった場合  
(→第19条「無効となる場合」)

## (PASMOの交換及び移替え)

### 第22条

当社、PASMO取扱事業者及び一体型PASMOにおける提携先の都合により、使用者が使用しているPASMOを、当該PASMO裏面に刻印されたものと異なるカード番号のPASMOに予告なく交換することがある。この場合、理由を問わず、一体型PASMOを除き、当該PASMOは返却しない。

- 2 一体型PASMOの使用者が、有効期限の到来又は登録されている個人情報の変更等により一体型PASMOの交換をする場合、当社及び提携先から交換用の媒体の交付を受け、一体型PASMOの交換ができるPASMO取扱事業者に現在使用している一体型PASMOと当該交換用の媒体を持参し、PASMOの機能を当該交換用の媒体へ移し替える手続きをしなければならない。この場合、当社からの交換用の媒体にかかわる通知を呈示するものとする。
- 3 一体型PASMOの使用者が、一体型PASMOの移替えができるPASMO取扱事業者に申し出て、現在使用している一体型PASMOにおける記名PASMOの機能を当該取扱箇所が発売できるPASMOに移し替える場合で、使用者が、別に定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により記名人本人であることを証明したときは、一体型PASMOの払いもどし及びPASMOの発売を行ったものとして取り扱う。なお、一体型PASMOにかかわる契約に別段の定めがあるときは、その定めによる。
- 4 第2項の交換又は第3項の移替えを行った後、交換又は移替え前のPASMOの機能停止の取消し又は機能の復元、移し替えたPASMOの機能を別の一体型PASMOへ移し替えることはできない。  
(→第13条「PASMOの発売」)  
(→第24条「払いもどし」)

## (免責事項)

### 第23条

PASMOの再発行又は交換により、PASMO裏面に刻印されたものと異なるカード番号のPASMOを発行したことによる使用者の損害等については、当社はその責めを負わない。

- 2 記名PASMOを紛失した使用者が当該PASMOの紛失再発行の取扱いを行わなかった期間、及び当該PASMOの再発行整理票発行日における払いもどしやバリューの使用等で生じた使用者の損害については、当社はその責めを負わない。
- 3 一体型PASMOについて、提携先に起因する使用者の損害又は提携先のサービス機能にかかわる使用者の損害等については、当社はその責めを負わない。
- 4 この規則に定めのない、PASMOを媒体としたサービス（当社が提供するものを除く。）に関して生じた使用者の損害等については、当社はその責めを負わない。

## 第5章 払いもどし

### (払いもどし)

### 第24条

使用者は、PASMOが不要となった場合で、当社が特に認めた場合は、当該PASMOの返却又は機能停止（一体型PASMOの場合に限る。）を条件に、バリュー残額の払いもどしを請求することができる。この場合、使用者は、手数料としてPASMO1枚につき220円（残額が220円未満のときはその残額の同額を手数料とする。）を支払うものとする。

- 2 前項の規定によりPASMOの払いもどしが請求された場合、当社は、無記名PASMOにあっては持参人に払いもどしを行い、記名PASMOにあっては、使用者が、別に定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により、当該記名人本人であることを証明したときに限って払いもどしを行う。
- 3 前各項の規定により払いもどしを行う場合で、当社が当該PASMOのデポジットを収受している場合には、あわせてデポジットを返却する。
- 4 第1項にかかわらず、第22条第3項の規定により、取扱箇所が発売できるPASMOへの移替えのために一体型PASMOを払いもどすときは、第1項の手数料を収受しない。
- 5 PASMOの払いもどしの申し出を受け付けた後、払いもどしの取消し、PASMOの機能の復元をすることはできない。
- 6 前各項のほか、一体型PASMOの払いもどしについて、当該PASMOにかかわる契約に別段の定めがあるときは、その定めによる。

## 第6章 特殊取扱

### (PASMOの変更)

### 第25条

使用者が無記名PASMOを差し出して、記名PASMOへの変更を申し出た場合は、第13条第2項から第4項に規定する記名PASMOの発売の取扱いを準用しPASMOの変更を行う。なお、記名PASMOから無記名PASMOへの変更はできない。

- 2 使用者が有効期限終了後の小児用PASMOを差し出して、大人用PASMOへの変更を申し出た場合、大人用PASMOに変更する。  
(→第13条「PASMOの発売」)

## 第7章 ICカードの相互利用 (他事業者におけるPASMOの取扱方)

### 第26条

第8条の規定にかかわらず、当社以外のICカード発行事業者及びその事業者が認めた利用事業者、又は当社以外のICカード発行事業者及びその事業者が認めた利用事業者が電子マネー取引としての取扱いを認めた加盟店において、PASMOの取扱いを行う。

- 2 前項により、PASMOを乗車券等として使用するときは、当該事業者の定めるところによる。又、PASMOを電子マネー取引として使用するときは、PASMO電子マネー取扱規則の定めるところによる。

(→第8条「取扱箇所」)

## (他社発行ICカードの取扱方)

### 第27条

他社発行ICカードについては、PASMO取扱事業者及びPASMO加盟店において取扱いを行う。

- 2 PASMO取扱事業者における、他社発行ICカードを媒体とする乗車券等としての使用については、PASMO取扱事業者の旅客営業規則等の定めるところによる。
- 3 PASMO加盟店における、商品・サービス等の決済手段としての他社発行ICカードの使用については、当該ICカード発行事業者の定めるところによる。

## (小児用ICカードの発売制限)

### 第28条

小児用ICカードを既に所持している使用者に対しては、当社が特に認める場合を除き、小児用PASMOの発売はしない。

## (小児用ICカードの個人情報の共同利用)

### 第29条

当社は、第3条第1項第6号のイ、ウ及びエに記載する他社発行ICカードの発行事業者との間で、小児用ICカードの発売にかかわる申込内容の確認を目的として、個人情報のうち氏名、生年月日、性別、電話番号の共同利用を行う。

- 2 前項の個人情報の管理について責任を有する者は、東日本旅客鉄道株式会社 (<https://www.jreast.co.jp/site/privacy.html>) とする。

## 第8章 雑則

### (合意管轄)

### 第30条

PASMOに関するサービスに関連して当社と使用者との間で発生した問題の解決については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(TK150110・20230318)

## 株式会社パスモ オートチャージサービス取扱規則

制 定 2007年2月1日  
最終改定 2023年5月1日

## 第1章 総則

### (目的)

### 第1条

この規則は、株式会社パスモ（以下「当社」という。）が定めた「PASMO取扱規則」、「PASMO取扱規則に関する特約」、「モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約」及び「障がい者用PASMO取扱特約」に関連して定める規則であり、当社と第4条第1項に定める会員契約を行った「PASMO取扱規則」に定める記名PASMOの使用者に対し、PASMO取扱事業者のうち鉄道事業者（以下、「PASMO鉄道事業者」という。）の自動改札機又は簡易改札機（以下あわせて「改札機」という。）による改札を受けて入場する際、又は入場処理がされているものの出場処理されていないPASMOにより改札を受けて出場する際に、PASMO内のバリュー残額が一定金額以下であり、かつオートチャージ設定情報が記録されたPASMOに対して当該改札機で一定金額を自動的にチャージし（以下このチャージを「オートチャージ」という。）、オートチャージした利用代金をクレジットカードで決済するサービス（以下これら一連のサービスを「オートチャージサービス」という。）及びその他オートチャージサービスに付帯するサービス（以下、オートチャージサービスと合わせて「オートチャージサービス等」という。）を提供する際の内容と使用条件を定めることを目的とする。

### (適用範囲)

### 第2条

PASMOにかかわる取扱いのうち、オートチャージサービス等にかかわる取扱いは、この規則の定めるところによる。この規則に定めのないPASMOの取扱いについては、「PASMO取扱規則」、「PASMO取扱規則に関する特約」、「モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約」及び「障がい者用PASMO取扱特約」の定めるところによる。

- 2 決済カードの取扱いについては、決済カードの規約の定めるところによる。
- 3 当社は、この規則を相当な範囲で変更することがある。この場合、当社は変更の時期及び変更内容を予め当社ウェブサイトに掲載する。
- 4 前項の変更後、会員がオートチャージ等の使用を行ったときは、当社は会員が当該変更内容を承認したものとみなす。
- 5 この規則が改定された場合、以後のオートチャージサービス等についての取扱いは、改定された規則の定めるところによる。

### (用語の意義)

### 第3条

この規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げたとおりとする。

- (1)「会員」とは、当社とオートチャージサービスの提供にかかわる契約を結んだ、記名PASMOの使用者をいう。
- (2)「決済」とは、会員が決済カードにより利用代金を支払うことをいう。
- (3)「決済カード」とは、オートチャージサービス等にかかわる利用代金が生じることにより、当社への決済手段として使用するために登録したクレジットカードをいう。
- (4)「オートチャージ設定情報」とは、オートチャージサービスを提供するために、記名PASMOに記録された情報をいう。
- (5)「オートチャージPASMO」とは、オートチャージ設定情報が記録された記名PASMOをいう。
- (6)「新規設定PASMO」とは、記名PASMOであるPASMOカード交付時にオートチャージ設定情報を記録することにより、オートチャージPASMOにした新規PASMOカードをいう。
- (7)「設定情報追加」とは、交付又は発行済の記名PASMOにオートチャージ設定情報を記録することにより、当該PASMOをオートチャージPASMOにすることをいう。
- (8)「実行判定金額」とは、改札機においてオートチャージ実行可否の判定をする金額をいう。
- (9)「実行金額」とは、改札機においてオートチャージする金額をいう。
- (10)「クイックチャージ」とは、会員が、決済カードで決済する条件で、PASMO取扱事業者が定める特定の自動券売機等において、オートチャージPASMOにチャージすることをいう。

## 第2章 オートチャージ会員契約

### (会員登録と契約の成立)

#### 第4条

オートチャージサービスの会員契約は、会員希望者が、この規則及びこれに基づいて定められた規程を承認かつ同意し、当社が定めた手続きに基づいて当社指定の申込方法で登録希望の申込みを行い、当社指定のクレジットカード会社が登録希望のあったクレジットカードを決済カードとして承認し、第7条に定めるオートチャージ設定情報追加の登録を行ったとき、又は当社において、新規設定PASMOの交付のための会員登録手続きを完了したときに、当社と会員の間において成立する。なお、クイックチャージは、オートチャージサービスの自動付帯サービスとする。

- 2 次の各号のいずれかに該当する場合、当社は会員希望者の会員登録を承認しない。この場合、会員希望者が申込みのために提出又は入力した情報等は、当社が特に認めた場合を除き、返却しない。なお、本条に基づく会員希望者の不利益に対し、当社はその責めを負わない。
  - (1) 申込み方法の誤りや、提出又は入力した情報等における不足、不鮮明、その他申込みに不備があった場合
  - (2) 会員希望者、記名PASMOの使用者、登録希望のあった決済カードの名義人が同一人でない場合、又は生年月日が一致しない場合
  - (3) 登録希望のPASMOが無記名PASMOである場合
  - (4) 登録希望のPASMOが介護者PASMOである場合
  - (5) 登録希望のPASMOがオートチャージサービスの有効期限内、又は申込み時においてオートチャージサービスの有効期限到来による退会後6箇月以内のPASMOである場合
  - (6) 登録希望のPASMOが一体型PASMOの場合で当該一体型PASMO以外のクレジットカードを決済カードとする申込みの場合、又は登録希望の決済カードが一体型PASMOの場合で当該一体型PASMO以外のPASMOへの設定情報追加を希望する申込みの場合
  - (7) 登録希望の決済カードが当社指定のクレジットカードではない場合
  - (8) 登録希望の決済カードがすでにオートチャージサービスの会員登録がされたクレジットカードである場合、又はPASMOの払いもどしを行った後の一体型PASMOである場合（一体型PASMOの移替えによる払いもどしの場合を含む。）
  - (9) 登録希望の決済カードを取り扱うクレジットカード会社が、会員希望者のクレジットカードを決済カードとして承認しなかった場合
  - (10) その他当社が会員希望者を会員とすることを不適当と判断した場合

### (新規設定PASMOの契約の成立)

#### 第5条

新規設定PASMOを交付する際の、記名PASMOの使用にかかわる契約は、「PASMO取扱規則」にかかわらず、オートチャージサービスの会員登録手続きが完了したときに、当社と記名PASMOの使用者の間において成立する。

### (デポジットの収受方法)

#### 第6条

新規設定PASMO（一体型PASMOを除く。）を発売する際のデポジットは、決済カードから収受する。

### (オートチャージ設定情報追加の登録)

#### 第7条

会員希望者は、オートチャージサービスの提供を受けるために、当社所定の手続きにより設定情報追加の申込みを行い、当社から設定情報追加の手続きの通知を受け、当該通知に記載された期限内に、オートチャージ設定情報を変更できるPASMO鉄道事業者に当該通知を呈示することにより（PASMOカードの場合）、又は携帯情報端末・特定携帯情報端末における所定のアプリケーション操作を行うことにより（モバイルPASMO又はApple PayのPASMOの場合）、記名PASMOへ設定情報追加を行わなければならない。ただし、すでにオートチャージサービスが設定されたPASMOカードについて「PASMO取扱規則に関する特約」第14条に定める発行替えが行われたときは上記の手続きに代えて「モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約」第3条に定める会員登録を行うものとする。また、すでにオートチャージサービスが設定されたPASMOカードについて「PASMO取扱規則に関する特約」第15条に定める発行替えが行われたときはいずれの手続きも要しないが、「モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約」第3条に定める会員登録を行わないままでは利用できないサービスがある。

### (オートチャージサービスの有効期限)

#### 第8条

オートチャージサービスには有効期限を設定する。会員の有効期限は当社から通知する。ただし、すでにオートチャージサービスの有効期限が設定されたPASMOカードについて「PASMO取扱規則に関する特約」第14条及び第15条に定める発行替えが行われたときは従前の有効期限を引き継ぐものとし、再度の通知を行わない。

- 2 会員の有効期限が到来する場合で、当社及び会員の決済カードを取り扱うクレジットカード会社が引続き会員と認める場合には、有効期限を更新する。更新の手続きは当社から通知する。
- 3 前項の通知を受けた会員は、有効期限が到来する前に、オートチャージ設定情報を変更できるPASMO鉄道事業者に当該通知を呈示することにより（PASMOカードの場合）、又は携帯情報端末・特定携帯情報端末における所定のアプリケーション操作（「モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約」第3条に定める会員登録が未了の場合には同会員登録を含む。）を行うことにより（モバイルPASMO又はApple PayのPASMOの場合）、更新の手続きを行わなければならない。
- 4 期限内に前項の更新の手続きを行わなかった会員は、有効期限の到来をもって退会となる。ただし、当社が特に認めた場合には、退会を取り消すことがある。
- 5 会員が第2項の更新を認められなかった場合、会員は有効期限の到来をもって退会となる。

### (個人情報の取扱い)

#### 第9条

会員希望者がオートチャージサービスの会員登録を申し込むときに申込書に記載した（PASMOカードの場合）、若しくは携帯情報端末・特定携帯情報端末における所定のアプリケーション操作を行い入力した（モバイルPASMO又はApple PayのPASMOの場合）、又は決済カードを取り扱うクレジットカード会社が会員希望者から同意を得て当社へ提供した個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）のうち、次の各号に掲げる個人情報は当社が管理する。

- (1) 記名PASMOにかかわる個人情報
  - (2) オートチャージPASMO又はオートチャージPASMOにかかわる通知・案内の送付先住所、連絡先住所、連絡先電話番号、メールアドレス、決済カード番号・有効期限、及びクレジットカード会社に登録の電話番号
- 2 当社は、取得した個人情報を、次の各号の目的で利用する。
    - (1) 会員及び会員希望者の本人確認
    - (2) オートチャージサービス等にかかわる利用代金の決済
    - (3) 当社から会員へのオートチャージPASMO及びオートチャージPASMOにかかわる通知・案内の送付
    - (4) 当社から会員及び会員希望者に連絡する必要がある場合の連絡先の確認
    - (5) この規則に定めるところによるオートチャージサービス等にかかわるサービスの実施及び改善
  - 3 前各項のほか、記名PASMOに関して当社が取得した個人情報の取扱いは、「PASMO取扱規則」、「PASMO取扱規則に関する特約」及

び「モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約」に定めるところによる。

#### (会員の退会)

##### 第10条

次の各号のいずれかに該当する場合、会員は退会となる。

- (1) 会員の不在等により、新規設定PASMOを交付できなかった場合
  - (2) 会員がオートチャージサービスを解約できるPASMO鉄道事業者に当該事業者が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等とPASMOを呈示してオートチャージサービスの解約を申請し、手続きが完了した場合（PASMOカードの場合）、又は携帯情報端末・特定携帯情報端末における所定のアプリケーション操作（「モバイルPASMO及びApple PayのPASMO会員規約」第3条に定める会員登録が未了の場合には同会員登録を含む。）を行い、オートチャージサービスの解約を申請し、手続きが完了した場合（モバイルPASMO又はApple PayのPASMOの場合）
  - (3) 会員のオートチャージPASMOが失効した若しくは無効であったこと、又は払いもどされたことが判明した場合（一体型PASMOの移替えによる払いもどしの場合を含む。）
  - (4) 会員の決済カードが無効又は解約となったことが判明した場合
  - (5) 会員登録後に、会員の申込みが会員登録を承認しない事項に該当することが判明した場合
  - (6) クレジットカード会社が、会員のクレジットカードを決済カードとする承認を取り消した場合
  - (7) その他この規則に定める会員の退会事由に該当した場合
- 2 退会による会員の損害に対し、当社はその責めを負わない。また、当社が特に認めて退会を取り消した場合、退会を取り消すまでの間の会員の一切の不利益に対し、当社はその責めを負わない。
- 3 会員は、退会後であっても、退会前に発生したオートチャージサービス等にかかわる利用代金の支払いについてはこの規則が適用されることを了承する。
- 4 会員のPASMOが一体型PASMOで、当該PASMOにかかわる契約にオートチャージサービスの解約制限にかかわる定めがある場合には、第1項第2号に定めるオートチャージサービスの解約手続きをすることができない。
- 5 オートチャージサービスを解約した又は退会となった場合には、クイックチャージに関するサービスも退会となる。
- 6 クイックチャージに関するサービスだけを解約することはできない。

#### (交付できなかった新規設定PASMOの失効)

##### 第11条

会員に交付できなかった新規設定PASMOは、会員登録の翌日を起算日として、1年間を経過した場合は失効する。

- 2 前項により失効した場合、記名PASMOの利用者はデポジットの返却を請求することはできない。

#### (オートチャージPASMOが無効となる場合)

##### 第12条

オートチャージPASMOは、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効として回収又は退会処理を行うことがある。この場合、デポジット（一体型を除くPASMOカードの場合）及びPASMOに記録されている一切の金銭的価値及びPASMO取扱事業者が発売した乗車券等は返却しない。

- (1) 決済カードの名義人ではない者が、名義人と偽って会員登録したことが判明した場合
- (2) その他不正な手段で会員登録をしたことが判明した場合

### 第3章 オートチャージサービス等の提供

#### (オートチャージPASMOの使用方法及び制限事項)

##### 第13条

新規設定PASMO（一体型PASMOを除く。）には、署名欄に当該PASMOに記録された会員の氏名を記載しなければならない。

- 2 設定情報追加を行う交付又は発行済PASMOは、第7条に定める設定情報追加の手続き完了後に、オートチャージPASMOとして取り扱う。
- 3 会員は、オートチャージPASMOの実行判定金額及び実行金額を、オートチャージ設定情報を変更できるPASMO鉄道事業者に申し出ることにより（PASMOカードの場合）、又は携帯情報端末・特定携帯情報端末における所定のアプリケーション操作により（モバイルPASMO又はApple PayのPASMOの場合）、変更することができる。
- 4 会員退会後のオートチャージPASMOは、記名PASMOとして取り扱う。

#### (オートチャージサービス等の制限又は停止)

##### 第14条

当社は次の各号に該当する場合、オートチャージサービス等の取扱いを制限又は停止をすることがある。

- (1) 天災、停電、通信事業者の通信設備異常、コンピュータシステム異常等の不可抗力により、オートチャージサービス等の取扱いが困難であると当社が認めた場合
  - (2) コンピュータシステムの保守等やむを得ない事情により、当社がオートチャージサービス等の取扱いの中止を必要と判断した場合
- 2 本条に基づくサービスの制限又は停止に対し、当社はその責めを負わない。

#### (オートチャージ)

##### 第15条

オートチャージPASMOは、次の各号の条件をすべて満たすときには、PASMO鉄道事業者が定める改札機において当該改札機による改札を受けて入場する際及び入場処理がされているものの出場処理されていないPASMOにより改札を受けて出場する際に、オートチャージする。

- (1) オートチャージPASMOに記録されたオートチャージサービスの有効期限が期限内であるとき。
  - (2) オートチャージPASMOのバリュー残額が会員の設定した実行判定金額以下であるとき。ただし、実行判定金額は1,000円から10,000円までの千円単位の金額とし、会員が特段の設定をしないときは2,000円とする。
  - (3) 当該オートチャージを行っても、当日のオートチャージ累計額（オートチャージとクイックチャージの累計額をいう。以下同じ。）が10,000円以下、かつ当月1日からのオートチャージ等累計額が50,000円以下であるとき。
- 2 オートチャージする金額は会員の設定した実行金額とし、この金額はオートチャージサービス等にかかわる利用代金として決済カードから収受する。ただし、実行金額は1回あたり1,000円から10,000円までの千円単位の金額とし、会員が特段の設定をしないときは1回あたり3,000円とする。
- 3 前各項にかかわらず、クレジットカード会社が会員の決済カードによる利用代金の決済を承認しない場合、又は提携先の都合により一体型PASMOのクレジットカード機能が利用できない場合には、オートチャージできないことがある。なお、本項に基づく会員の不利益に対し、当社はその責めを負わない。
- 4 実行したオートチャージを取り消すことはできない。

#### (クイックチャージ)

##### 第16条

オートチャージPASMOは、次の各号の条件をすべて満たすときには、クイックチャージすることができる。

- (1) オートチャージPASMOに記録されたオートチャージサービスの有効期限が期限内であるとき。
- (2) 当該クイックチャージを行っても、当日のオートチャージ累計額が10,000円以下、かつ当月1日からのオートチャージ累計額が50,000円以下であるとき。
- 2 クイックチャージを行う金額は、オートチャージサービスで設定している実行金額の定めによらず、PASMO取扱事業者が定める自動券売機等で選択可能な金額から会員が任意に選択した金額（ただし、チャージ後のバリュー残額が20,000円を超えない範囲とする。）とし、この金額はオートチャージサービス等にかかわる利用代金として決済カードから収受する。
- 3 前各項にかかわらず、クレジットカード会社が会員の決済カードによる利用代金の決済を承認しない場合、又は提携先の都合により一体型PASMOのクレジットカード機能が利用できない場合には、クイックチャージできないことがある。なお、本項に基づく会員の不利益に対し、当社はその責めを負わない。
- 4 実行したクイックチャージを取り消すことはできない。

#### 第4章 オートチャージPASMOの効力・再発行 (新規設定PASMOの氏名の再表示)

##### 第17条

新規設定PASMOの署名が不明又は不明瞭となったときは、当該記名PASMOは使用することができない。

- 2 前項の場合、使用者は、PASMO鉄道事業者に氏名等券面に表示すべき事項の再表示を請求しなければならない。

#### (誤署名による新規設定PASMOの交換)

##### 第18条

使用者が新規設定PASMO（一体型PASMOを除く。）の署名を誤記入した場合は、当該記名PASMOは使用することができない。

- 2 前項の場合、使用者は、PASMO鉄道事業者に記名PASMOの交換を請求しなければならない。

#### (オートチャージサービス等の免責事項)

##### 第19条

オートチャージPASMOを紛失した使用者が当該PASMOの紛失再発行の取扱いを行わなかった期間、及び紛失したオートチャージPASMOの再発行整理票発行日（PASMOカードの場合）、又は再発行登録申請日（モバイルPASMO又はApple PayのPASMOの場合）におけるオートチャージ、クイックチャージや払いもどし、バリューの使用等で生じた使用者の損害については、当社はその責めを負わない。その他本規則に基づくことにより当社に帰責のない取扱いに関して生じる使用者の損害については、当社はその責めを負わない。

- 2 一体型PASMOにおける会員の退会による提携先のサービス機能にかかわる使用者の損害等については、当社はその責めを負わない。
- 3 第7条及び第8条に定める当社が指定した期限を超過したためにオートチャージサービス等が利用できなかったことにより生じた使用者の損害については、当社はその責めを負わない。

#### 第5章 オートチャージサービスの相互利用 (他社におけるオートチャージの取扱い)

##### 第20条

前各条の規定にかかわらず、次の各号に定める事業者（以下「他社」という。）の改札機において、当社は第15条の各項に定めるオートチャージの取扱いを行う。

- (1) 埼玉新都市交通株式会社
  - (2) 仙台空港鉄道株式会社
  - (3) 東京モノレール株式会社
  - (4) 東京臨海高速鉄道株式会社
  - (5) 東日本旅客鉄道株式会社
- 2 他社においてオートチャージの取扱いを行う改札機は、当該他社が定める。

(TK150001・20230501)

#### 株式会社パスモ PASMO電子マネー取扱規則

制 定 2007年2月1日  
最終改定 2023年5月1日

#### (目的)

##### 第1条

この規則は、株式会社パスモ（以下「当社」という。）が、電子マネーの利用者に提供するPASMO加盟店におけるサービス内容と、利用者がそれらを受ける条件等を定めることを目的とする。

#### (適用範囲)

##### 第2条

利用者がPASMO加盟店において電子マネー取引を行う際の取扱いについては、本規則の定めるところによる。

- 2 本規則に定めのない事項については、法令及びPASMO取扱規則等の当社が定める規則の定めるところによる。

#### (用語の意義)

##### 第3条

本規則における主な用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「電子マネー」とは、当社が発行した、PASMOに記録された金銭的価値をいう。
- (2) 「PASMO」とは、当社が発行する、金銭的価値等を記録することができるICチップを内蔵するカード等をいう。
- (3) 「商品等」とは、電子マネー取引の対象となる物品、権利、ソフトウェア、サービスをいう。
- (4) 「電子マネー取引」とは、利用者がPASMO加盟店において商品等の購入、借受け、譲渡、許諾、提供を受けた際に、金銭等に換えて電子マネーをPASMO加盟店の電子マネー端末、又は当社が使用する電子計算機に移転することにより、商品等の代金を支払う取引をいう。
- (5) 「利用者」とは、PASMO電子マネー取扱規則に同意し、電子マネーを利用する者をいう。
- (6) 「PASMO電子マネー取扱事業者」とは、別表第1号に規定する事業者をいう。
- (7) 「PASMO加盟店」とは、PASMO電子マネー取扱事業者と電子マネーの利用に関する加盟店契約を締結し、電子マネーの利用により利用者に商品等を提供する者をいう。また、PASMO電子マネー取扱事業者が、電子マネーの利用により、利用者に商品等を提供する場合においては、PASMO電子マネー取扱事業者もPASMO加盟店にあたるものとみなす。
- (8) 「チャージ」とは、当社の定める方法でPASMOに電子マネーを積増しすることをいう。
- (9) 「移転」とは、電子マネー端末及びネットワークを媒介することにより、PASMOに記録された一定額の電子マネーを引取り、当社の使用する電子計算機、PASMO加盟店の電子マネー端末に同額の電子マネーが積増しされることをいう。
- (10) 「電子マネー端末」とは、当社の定める仕様に合致し、電子マネーの読取り、引取り等を行い、当社が特に認めた場合においてはPASMOへの書込みができる機器（リーダ・ライタ）等をいう。

## (利用箇所と利用方法)

### 第4条

利用者は、別表第2号のサービスマークを掲示したPASMO加盟店に設置した電子マネー端末において、電子マネー取引をすることができるものとする。

- 前項により電子マネー取引をする場合、利用者のPASMOから当該加盟店の電子マネー端末に、商品等の代金額に相当する電子マネーの移転が完了したときに、利用者の当該加盟店に対する代金債務が消滅し、同額の金銭の支払いがなされたものとする。
- 第1項により利用する場合、商品等の代金額及び電子マネーの残額は、電子マネーの移転が完了した時点で、電子マネー端末、携帯情報端末又は特定携帯情報端末に表示され、利用者は当該代金表示金額及び電子マネー残額表示金額に誤りのないことを確認するものとする。なお、即時に当該加盟店に対して異議の申出がなかった場合は、利用者は当該電子マネー取引が正当に完了したことを了承したものとする。
- 当社及びPASMO電子マネー取扱事業者は、利用者がPASMO加盟店から購入し又は提供を受けた商品等の瑕疵、欠陥、その他利用者とPASMO加盟店との間に生じる取引上の一切の問題について、その責めを負わないものとする。
- 第2項に定める電子マネーの移転がなされた後、利用者とPASMO加盟店との間で、電子マネー移転の原因となった行為が無効、取消し、解除、その他理由の如何を問わず、当該電子マネーの返還はできない。

## (利用制限)

### 第5条

前条第1項の定めにかかわらず、1回の電子マネー取引につき2枚以上のPASMOを同時に使用することはできない。また、当社と他電子マネー事業者との相互利用契約により認められた他電子マネーと同時に使用することはできない。

- 利用者は、PASMO加盟店において、電子マネー取引を行うに際し、PASMO電子マネーをその利用可能残額の範囲内で、PASMO電子マネー取扱事業者及びPASMO加盟店が定める方法により利用することができるものとする。
- 記名PASMOは、記名人本人以外には利用できない。ただし、電子マネー取引に関しては、カード等保有者を記名人とみなして本人確認を行うことなく、利用を認める。よって、当社及びPASMO電子マネー取扱事業者及びPASMO加盟店は記名PASMOの紛失、盗難等による記名人本人以外の使用によって生じた記名人本人の損害についてその責めを負わない。
- 偽造、変造又は不正に作成されたPASMOを使用することはできない。
- 変造又は不正に作成された電子マネーを利用することはできない。
- 次の各号のいずれかに該当するときは、PASMOは電子マネー端末で使用できない。
  - PASMO又は電子マネー端末の破損、電子マネー端末の故障、電磁的影響、若しくは天災等による、電子マネーデータの破壊又は消失その他の事由により、PASMOの内容が読取不能、又は端末が使用不能となったとき。
  - 記名PASMO又は当社が別に定める無記名PASMOにおいてはカード等の使用又は電子マネーのチャージのいずれかの取扱いを行った日の翌日を起算日として、当社の定める一定期間これらの取扱いが行われなかったとき。
  - 電子マネー取引に関し、チャージと移転をみだりに複数回繰り返したとき

## (一時的な制限又は停止)

### 第6条

当社は以下の場合、全て又は一部のPASMO加盟店におけるPASMOの取扱いを制限又は停止をすることがある。

- 天災、停電、通信事業者の通信設備異常、コンピュータシステム異常等の不可抗力によりPASMOの取扱いが困難であると当社が認めた場合
- その他やむを得ない事情により当社がPASMOの取扱いの中止を必要と判断した場合

## (取扱対象外商品等)

### 第7条

当社又はPASMO電子マネー取扱事業者が別に定める商品等については、第4条第1項にかかわらず、電子マネー取引の手段として電子マネーを利用することはできない。

## (免責)

### 第8条

電子マネーを利用することができないことにより、利用者に生じた不利益及び損害の一切について、当社及びPASMO電子マネー取扱事業者は、その責めを負わない。ただし、当社又はPASMO電子マネー取扱事業者に故意過失がある場合はこの限りでない。

- 前項ただし書の場合、当社及びPASMO電子マネー取扱事業者は、当該不利益又は損害につき帰責事由のある者が、単独でその責任を負うものとする。この場合において、当社又はPASMO電子マネー取扱事業者が軽過失であるときは、当社又はPASMO電子マネー取扱事業者は、利用者に現実生じた通常の損害に限り、その責めを負うものとし、自己が予見すべきであったか否かを問わず、特別の事情から生じた損害、逸失利益については、責任を負わない。

## (規則の変更)

### 第9条

当社は本規則を相当な範囲で変更することがある。この場合、当社は変更の時期及び変更内容を予め当社ウェブサイトに掲載する。

- 前項の変更後、当社がPASMOを交付又は利用者が電子マネー取引を行ったときは、当社は利用者が当該変更内容を承認したものとみなす。

## (他社加盟店における電子マネーの利用)

### 第10条

当社が他電子マネー事業者と提携し、電子マネーの利用を認めた、他電子マネー事業者の加盟店（以下「他社加盟店」という。）においては、利用者は電子マネーを電子マネー取引の手段として利用できるものとする。

- 他社加盟店におけるPASMO及び電子マネーの取扱いは、PASMO加盟店におけるPASMO及び電子マネーの取扱いと同様、本規則に基づくものとする。ただし、他社加盟店における取扱対象外商品等については、第7条にかかわらず、当該加盟店の取扱いに準じるものとする。

## 別表第1号 第3条第6号に規定する事業者

小田急電鉄株式会社  
京王電鉄株式会社  
京成電鉄株式会社  
京浜急行電鉄株式会社  
相模鉄道株式会社  
首都圏新都市鉄道株式会社  
西武鉄道株式会社  
東急電鉄株式会社  
東京地下鉄株式会社  
東京都交通局  
東武鉄道株式会社

別表第2号 PASMO加盟店に対する表示



(TK150112・20230501)